

理容所・美容所を開設するかたへ

◇ 営業開始までの手続き

事前相談

施設設計の大枠が決まった段階で、設備の配置や寸法等が確認できる設計図面を持参して事前に相談して下さい。



開設届・検査確認申請書の提出

開設届・検査確認申請書は施設検査を希望する日の 7～10 日前を目安に提出して下さい。(検査の日時は希望に沿えない場合もあります。)

◇ 持参するもの

1. 理容所・美容所開設届
2. 理容所・美容所検査確認申請書
3. 施設の平面図（作業所、待合所、消毒所、いす、縮尺等を明示したもの）
4. 従事するすべての理・美容師についての医師の診断書
(結核及び皮膚疾患、その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾病について)
5. 管理理容師・管理美容師が必要な施設にあつては、管理理容師・管理美容師講習会修了証書原本
6. 開設者が法人の場合は、法人の登記事項証明書(原本)
※個人の場合は運転免許証等で本人確認を行います。
7. 従事するすべての理容師・美容師免許証原本
8. 検査手数料（16,000円）



施設検査

施設検査は、営業できる状態まで施設が出来あがった段階で行います。基準に適合した施設として認められた場合は検査確認済証が交付され、営業が始められます。



営業開始

※ 相談がある場合には、事前に連絡のうえ、来庁してください。

担当：生活衛生課環境衛生係 TEL 0246(27)8591

1. 面積等の基準

理容所・美容所は、壁、ドアその他これらに類するもので理容所・美容所以外の居室と明確に区画された構造とし、次の面積、構造基準が必要となります。

理容所と美容所を併設する場合もそれぞれを明確に区画する必要があります。

(理容師・美容師両方の資格を有する者のみで構成された施設を除く)

面積は、壁や柱の内りの実面積で測ります。玄関靴脱ぎ場やレジ台等の面積は、作業所・消毒所・待合所の面積には含まれないので、その面積は別に必要です。

作業所	<ul style="list-style-type: none">・面積は、内りのりで作業椅子2台までは9㎡以上であること。作業椅子3台以上については、1台増やす毎に3㎡以上増やすこと。・床及び腰板はコンクリート、タイル、リノリウム、又は板等不透性材料を使用すること。・耐水性で排水を完全に行うことができる洗髪設備を設けること。 ※頭髪に係る理容・美容行為を行わない施設については、無くてもよい場合があります。(要相談)
待合所	<ul style="list-style-type: none">・待合所を設ける場合は、作業所からの毛髪やゴミ類が飛散してこないように下部をふさぐことができるもの(壁またはショーケース、本棚などの容易に移動できないもの)で作業所と明確に区分すること。・待合所が消毒所と隣接する場合は、客に薬品等が容易に届かないよう障壁等で区分すること。
消毒所	<ul style="list-style-type: none">・面積は1.65㎡以上であること。 (消毒設備設置場所・器具保管棚等も面積に含む)・消毒所は作業所と区分すること(器具保管棚を用いたり床面の色を変える等して明らかに区分されていること)・消毒所内に流水式の洗場(器具類を十分洗浄できる大きさのもの)を設置すること。
その他の施設	<ul style="list-style-type: none">・従業員の休憩室、着付け室等作業に直接関係のない施設は、壁、ドアその他これらに類するもので完全に区分すること。
天井	<ul style="list-style-type: none">・ほこり等の落下を防ぐ構造とすること。
椅子の間隔	<ul style="list-style-type: none">・作業に支障がないよう、作業椅子と作業椅子の間隔(80cm以上)を確保すること。

2. 照明及び換気の基準

照 明	作業面での照度を300ルクス以上確保できるものとするのが望ましい。
換 気	十分な換気量を確保し、施設内の空気環境を適切に保持するため、作業所及び消毒室に1ヶ所以上の換気ファンを設置することが望ましい。

3. 備品その他

- 器具類を消毒するために必要な設備、器材、薬品等
※消毒薬は医薬品を使用すること
- 消毒済みの器具類（ハサミ、コーム、ブラシ等）、布類を、消毒済みのものと未消毒のものに区別するための収納ケース・棚等（ふた付き等ほこりがはいらぬもの）
- ふた付きの汚物箱及び毛髪箱
- 外傷用医薬品（消毒薬・絆創膏・キズ薬等）

4. 営業開始後に注意すべき点

- 施設内には、 unnecessary 物品等を置かないこと。
- 施設内を常に清潔に保つこと。
- 施設内には、みだりに犬（補助犬等を除く。）、猫等の動物を入れないこと。
- 作業所内には、施術中の客以外の者をみだりに出入りさせないこと。
- 皮膚に接する器具類は、客1人ごとに消毒した清潔なものを使用すること。
- 皮膚に接する布類は、清潔なものを使用し、客1人ごとに取り替えること。
- 作業時の服装については、常に清潔な作業衣を着用し、顔面作業のときはマスクをすること。
- パーマ剤、染毛剤等の使用に当たっては、医薬部外品または化粧品として、薬事法による承認を受けたものを適正に使用すること。

5. 管理理容師・管理美容師

開設者は理容師・美容師が2名以上になる場合、管理理容師・管理美容師をおかなければなりません。管理理容師・管理美容師は開設者の指示に従い、責任をもって衛生管理に努めてください。

また、管理理容師・管理美容師は、従業員の衛生教育に努め、従業員の健康状態や施設、設備の衛生状態について点検管理をしなければなりません。

なお、管理理容師・管理美容師に選任された方はその店舗専属となり、他の店舗で管理理容師・管理美容師を兼務したり理容・美容行為をすることはできませんので注意してください。

6. 営業開始後に必要な届出

	届出事項	添付書類等
届出事項変更届	従業者の変更	(理容師・美容師を新たに雇用した場合) ① 免許証原本(提示) ② 結核及び皮膚疾患の医師の診断書(3か月以内) ③ 管理理容師・管理美容師講習会修了証書原本(提示) ※管理理容師・管理美容師とする場合のみ
	施設の軽微な変更	① 変更内容が確認できる図面
	法人代表者等の変更	① 登記事項証明書原本(3か月以内)
	その他	① 必要に応じて、変更内容を確認できる資料
廃止届	完全廃業 名義変更、移転等による 廃業→新規開設など	必要ありません
開設者地承継届	相続による承継	① 「戸籍謄本、除籍謄本、原戸籍謄本など、被相続人と相続人全員との相続関係が確認できるもの」又は「法定相続情報一覧図の写し」 ② 同意書 (相続人全員の同意が確認できるもの)
	法人の合併・分割による承継	(法人合併の場合) ① 合併後の法人の登記事項証明書 (法人分割の場合) ① 分割により営業を承継した法人の登記事項証明書

○ 理容師・美容師免許証等に関すること(登録・再交付・書換え)

免許証の申請等については、公益財団法人理容師美容師試験研修センターで行っています。連絡先については下記のとおりです。

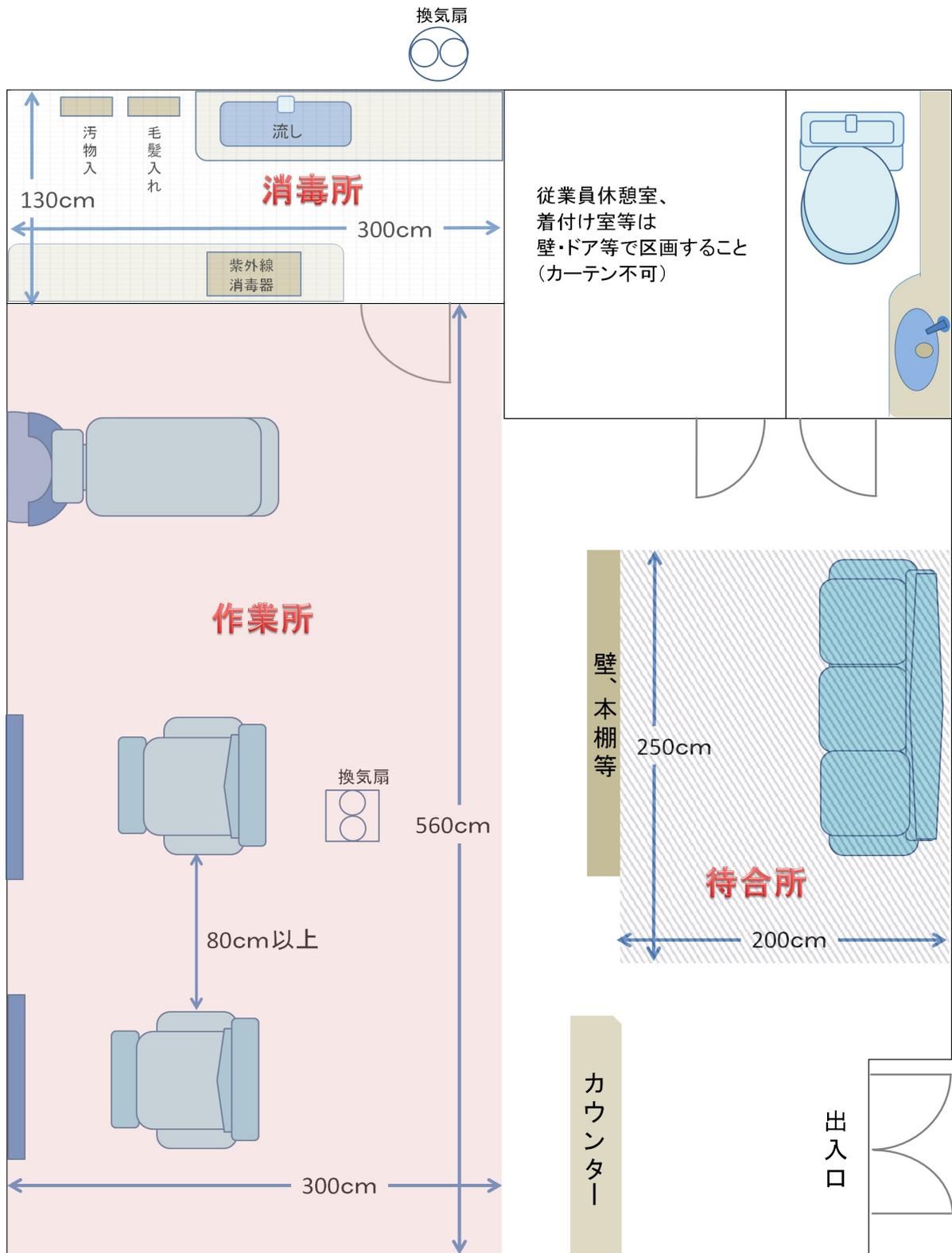
公益財団法人理容師美容師試験研修センター

〒135-8507

東京都江東区有明3-7-26 有明フロンティアビルB棟9F

TEL 03-5579-0911

理容所・美容所の設計例



※ 開設届に添付する平面図は、作業所・待合所・消毒所の区分がわかるよう図示してください。

理容所検査確認申請書

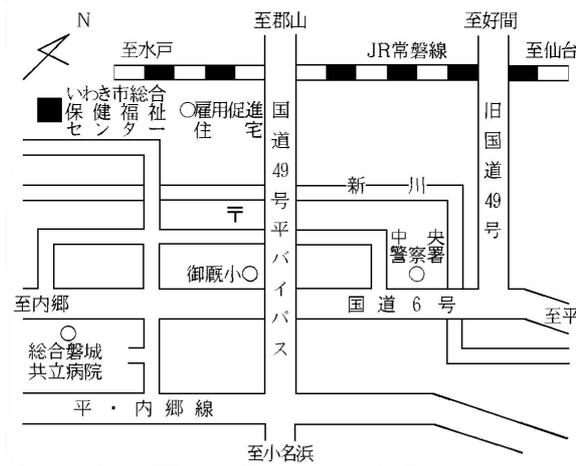
年 月 日

いわき市長 様

住所（所在地）いわき市内郷高坂町四方木田191番地
申請者 氏名（名称及び代表者氏名）内郷 太郎
電話番号 27-8591

理容所	名 称	いわき 理容所
	所 在 地	いわき市内郷高坂町四方木田191番地

理容所の所在地付近の見取図



第1号様式（第2条関係）

理容所開設届

年 月 日

いわき市長 様

住所（所在地）

いわき市内郷高坂町四方木田 191 番

届出者 氏名（名称及び代表者氏名）

内郷 太郎

電話番号 27-8591

注意 □のある欄は、該当する箇所に☑印を付けてください。

理容所	名 称	いわき 理容所
	所 在 地	いわき市内郷高坂町四方木田 191 番地 電話番号 27-8591
開設者	氏 名	内郷 太郎 昭和 50 年 1 月 1 日生
	登録（取得） 年 月 日	平成 9 年 4 月 1 日
	登録（免許証） 番 号	福島県 第 1 2 3 4 号
	特 記 事 項	
開設予定年月日		令和 2 年 2 月 1 9 日
理容師法施行規則第 19 条第 1 項ただし書、第 2 項ただし書又は第 3 項ただし書の規定の適用を受ける場合にあっては、当該営業を譲り受けたことを証する旨		<input type="checkbox"/> 有（証する書類を添付）
管理理容師	氏 名	内郷 太郎 昭和 50 年 1 月 1 日生
	住 所	いわき市内郷高坂町四方木田 1 9 1 番地
	登録（取得） 年 月 日	平成 1 5 年 4 月 1 日
	登録（免許証） 番 号	福島県 H 1 5 第 5 6 号
	特 記 事 項	

構造設備の概要	面積	作業所	待合所	消毒所
		20.0 m ²	5.0 m ²	3.3 m ²
	理容椅子	3台		
	主な理容道具	はさみ、くし、ブラシ、かみそり、バリカン、促進器		
理容師及びその他の従業者	氏名	生年月日	登録(取得)年月日	特記事項
			登録(免許証)番号	
	内郷 太郎	昭和50年1月1日	平成9年4月1日	福島県第1234号
			厚労 第5678号	
	内郷 花子	昭和55年2月2日	平成9年4月1日	厚労 第5678号
			厚労 第5678号	
	年 月 日	年 月 日	第 号	
		第 号		
	年 月 日	年 月 日	第 号	
		第 号		
理容所と同一の場所に開設している美容所の名称				
理容所と同一の場所に開設しようとする美容所の開設予定年月日		年 月 日		

備考

- 1 「特記事項」の欄には、結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾患がある場合は、その旨を記入してください。
- 2 次に掲げる書類を添付してください。
 - (1) 開設者が法人であるときは、当該法人の登記事項証明書
 - (2) 理容所の構造設備の概要を明らかにした平面図（方位、作業所、待合所、消毒所、理容椅子、縮尺等を明示したもの）
 - (3) 理容師につき、結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾患の有無に関する医師の診断書
 - (4) 理容師法第11条の4第1項に規定する理容所を開設するときは、管理理容師が同条第2項の規定に該当することを証する書類
 - (5) 開設者が外国人であるときは、住民票の写し

※注意

届出者、申請者の住所（所在地）は**自宅**（法人所在地）になります。
理容師・美容師免許証及び管理理容師・管理美容師講習会修了証書は**原本**確認しますので、**原本を持参**してください。